

# ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会  
連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101  
サポートねりま内  
TEL 03-3994-2088  
E-mail：[support@nerimaunion.org](mailto:support@nerimaunion.org)  
HP：[www.nerimaunion.or/](http://www.nerimaunion.or/)

## 格差社会に歯止めを!

### 労働組合の役割を考える

練馬全労協、練馬区労協が労働講座

練馬全労協、練馬区労協主催の労働講座が2月28日、練馬区立労働福祉会館で開かれ、ジャーナリストの藤田和恵さんが「格差社会の増殖、労働組合の課題とは？」のテーマで講演し、労働組合は従来の活動から一歩踏み出し、積極的に外に出て働き掛けることが必要だと訴えました。

藤田さんは北海道新聞社会部記者を経て、2006年フリージャーナリストになり、現在、事件、労働、福祉問題を中心に取材している。

ネットメディアの東洋経済オンラインで藤田さんが執筆している連載「ボクらは『貧困強制社会』を生きている」から、いったん貧困のワナに陥ると脱け出すことが困難な状況を報告しました。

母子家庭で育ち早稲田大学に進学したものの、奨学金の借金1100万円を抱え、大学に通い続けるべきか、中退して働くべきか悩んでいる男性の事例。月収12万円、勤続15年でも給与水準は採用時からほとんど上がっていない39歳の非正規雇用の男性司書の事例などを紹介。

これらの記事に対して、読者からは「貧乏なのに子どもを産むのが悪い」「奨学金を借りるのが悪い」「母子家庭なのに私大に入るのが悪い」「家賃を払わないのだから追い出されて当然」「最初から有期雇用契約だったのに、雇

い止めになってから文句を言うのはおかしい」といった自己責任論からの誹謗中傷の書き込みが多く寄せられた。

自己責任論は、構造的な問題に目を向けようとしない単純な思考で、個人へのバッシングは簡単。お笑い芸人やタレントなどのテレビコメンテーターが目立とうとして行う極端な発言も、こうした風潮を助長している。制度に対する不満を述べたらバッシングされるため、自己責任論は貧困の只中にいる人々から言葉と気力を奪うと指摘しました。

自己責任論が広がる中で、「アリさんマークの引越社の人は、なぜあそこまでして会社に居座るんですか？」といった、闘う人、声を上げる人々への冷たい視線、冷笑主義が蔓延。労働組合へのアレルギーや、生活保護を利用することへの罪悪感も広がっている。

そうした社会情勢の中で、貧困をなくすためには労働組合の復権が必要であり、いわゆる「ブラック企業」を監視し見つけ出すといった役割が求められる。従来の労働相談、チラシ配りだけでは運動の広がりには難しい。雇用が破壊されると、市民にも影響が出ることの分かりやすく伝えること、さらに、シェアハウスに住み込んでオルグするなど、組織の外に出て、労働組合と縁のない人に積極的に働き掛ける必要があるのではないかと訴えました。

# N歯科医院の労働条件改善の闘い

## 1. 理不尽な医院長との職場改善の闘い

練馬区内のN歯科医院で歯科助手として働いていた女性5名が職場の改善について練馬地域ユニオン相談に見えました。相談内容は、医院長が歯科衛生士と歯科助手を差別する。医院長の高圧的言動で職場の中がぎくしゃくしているので話し合いを提案したが断られた。職場の改善点を指摘したらその後、医院長からパワハラスをうけ医院の名誉を傷つけたと懲戒処分が出された。高圧的言動で精神的に追い詰められて仕事を休んだら減給処分され退職に追い込まれた。このままではいけないと職場の仲間と話し合って処分された仲間を守るために練馬ユニオン相談にみえました。

最初、代表者1名で練馬地域ユニオンに加盟し団体交渉を進めることになりましたが、他の4名とも相談し共に加盟し皆で闘うことになりました。

団体交渉に臨むにあたり職場状況を聞き次のようなことが明らかになりました。契約書が無い、記入が不備。試用期間後の約束の時給が上がっていない。年次有給休暇が分からない。賃金明細書の支給が無い。就業規則が無いなどが分かり、次の要領で団体交渉を申し入れました。

第1回団体交渉 2018年7月13日

1. タイムカード、賃金明細書の提出
2. 残業代について
3. 時給について
4. 年次有給休暇について
5. その他

## 2. 3回の団体交渉から解決の方向へ

団体交渉は医院長と代理人弁護士の2名が出席して始まりました。

団体交渉においてタイムカードの提出、給与支給明細書の写し、雇用保険被保険者証、離職票等の組合と当該の要求する資料は団体交渉後提出されましたが、欠勤での減給処分、医院の名誉を傷つけたとされた懲戒処分の取り消しについては対立したままでした。各処分の根拠となる就業規則について提出を求めましたが、抜粋したものを提出しただけでその所在について明確な回答がありませんでした。

これまで3回の団体交渉を行い、時給UPについては是正させ、給与の控除間違いについては返金させました。懲戒処分についてはお互いに謝罪は求めないことを確認し処分はなかった事とするとなりました。HPの写真無断掲載については団体交渉の席で口頭ながら医院長が当該に謝罪しました。

などなど、解決されたものもありますが、年次有給休暇の取り扱い、残業代については解決策を検討し次回の団体交渉に提示するとなっています。

## 3. タイムカードから深夜労働の実態

提出されたタイムカードから深夜労働の実態が浮かび上がり組合として深夜労働の残業代計算の資料を作成し代理人へ送りました。代理人は社労士と検討し残業代について見解を出すとなっていますがいまだに返事がありません。団体交渉開始から1年経ってしまいました当該も早くけりをつけたいという気持ちが強くなっています。解決に向けての医院の見解を早期に出させる団体交渉の要求をしなければなりません。

# 練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ 11

☆労働相談：未払い賃金請求について

引っ越し会社に就職しました。労働契約書、労働条件通知書を要求したが、渡されませんでした。賃金は最初の月は満額支給されたが、次の月から減額支給、次の月も減額支給でした。約束が違うと抗議しましたが支払ってくれません。

## ☆回答：労働契約の締結と原則

### 【労働契約の締結方法】

使用者が労働者を採用することは、法的には使用者と労働者が労働契約をすることです。労働契約は、労働者が使用者に使用され労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者と使用者が合意することにより成立します。（労働契約法（労契法）6条）。したがって、労働契約は、書面（労働契約書）がなくとも口頭で成立します。契約後のトラブル防止のため、労働契約は口頭で行、デジタルシヨムニョカケンするものとされています（労契法4条2項）。なお、一定事項については、書面を交付して明示することが、労働基準法により義務付けられています。（労基法15条）。

### 【労働条件の明示】

使用者は、採用（労働契約の締結）に当たって、労基法によって労働条件の明示を義務付けられています（労基法15条）。明示すべき労働条件は、以下の事項を必ず入れなければなりません。（労基法施行規則5条1～3項）

- \* 労働契約の期間
- \* 有期労働契約を更新する場合の基準
- \* 就業の場所、従事すべき業務
- \* 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換
- \* 賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締め切り・支払時期、昇給
- \* 退職（解雇の事由を含む）

以上の事から、使用者は明らかに労働基準法違反をしているので、労働契約書、労働条件通知書の請求と減額された未払い賃金を文書にて請求し、使用者が応じない場合には労働基準監督署に申告することを伝える。

（参考文献：使用者のための労働法 東京都労働相談情報センター）



## ふっふっ運動のすすめ

### 日光浴で骨を丈夫に

五月から九月にかけては、紫外線が多くなる季節です。紫外線が人体にもたらす影響としては、日焼けやシミなどの肌の症状や白内障のリスクなど、様々なデメリットが多く目立ちます。その一方で、紫外線を防衛しすぎてしまうと、体内のビタミンD欠乏に繋がることもあり、その結果、骨の軟化や変形、骨粗鬆症などの原因となる可能性もあります。今回は、紫外線で得られる健康効果について取り上げていきます。

私達が普段目にしていて太陽光は、赤・橙・黄・緑・青・藍・紫の七色があり、その他にも目に見えない赤外線や紫外線が含まれています。さらに、その紫外線の中にもUV-AとUV-Bに分類されますが、このうちのUV-Bを浴びることで、体内でコレステロールからビタミンDを作ることができます。

ビタミンDの主な働きは、骨などの成分であるカルシウムの吸収を増加させる事です。つまり、カルシウムをしつかり摂取していても、ビタミンDが足りなければ十分に骨へ吸収されにくいということになります。また、一日の必要摂取量は、厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2015年度版）」によると、年齢によって異なりますが約5.5μgと、骨粗鬆症の予防や改善となると二倍以上の量が必要となります。ビタミンDはきのこ類や魚類などに多く含まれていますが、その他の食品には少ししか含まれておらず必要量を食事のみで摂取するのは困難です。そのため、食事だけでなく紫外線による体内での生成も上手に利用することが重要となります。

- 体内での生成量は季節や地域、時間帯などによって紫外線の強さが異なるため差がありますが、環境省が挙げている目安として、一日一回日向で約15分間、日陰なら約30分間程度日光を浴びる事が推奨されています。骨を丈夫に保つため、積極的に日光浴を楽しみながら健康を維持していきましょう。